

○ 総務省
経済産業省 令第四号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太
経済産業大臣 梶山 弘志

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年 通商産業省 令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省 様式第一から様式第四までの規定中「四」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。